

山県郡北広島町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年五月一日

広島県人事委員会

委員長 加藤

誠

#### 広島県人事委員会規則第十五号

##### 山県郡北広島町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

山県郡北広島町の管理職員等の範囲を定める規則（平成十七年広島県人事委員会規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

別表町長部局の項中「広報広聴室長 主幹（総務課）」を削り、「行政管理係長」を「行政管理係長 情報電算係長」に改め、同表支所の項中「課長」を「次長」に改める。

#### 附 則

この人事委員会規則は、公布の日から施行する。